

● 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、特に深刻な影響を受けている飲食店について、その売上回復に直接的に貢献するイベント等の事業に対し、「奈良市飲食店売上回復応援事業補助金」（以下「補助金」という。）として、商店街組織等又は準ずる任意団体等に交付します。

● 対象者

- ① 商店街組織等
 - ア 中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合
 - イ 商店街振興組合法により設立された商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ② 準ずる任意団体
中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、一定の地区内で集積・近接し、5人以上により構成される団体又はこれに準ずると認められるものをいい、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

※①、②ともに、本市に住所を有するものである必要があります。

● 対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店を中心とした市内事業者が、売上や来店客の直接的な回復を目指して実施する需要喚起に資するイベント等。

例：テイクアウト販売会、ドライブスルーでのテイクアウト販売会、限定メニューの提供イベント等

※ 事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。

● 対象外経費

- 各種会議の食事代等の経費
- 交際費
- 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- 備品の購入費（事業の実施に必須でないもの、レンタル等で代替が可能なもの、総額5万円を超えるもの）
- 補助金申請書類作成のための費用

● 補助金の額

補助限度額 50万円 補助率 80% ※1,000円未満の端数は切り捨て

● 申請手続

[申請受付期間]

令和3年7月30日（金曜日）～ 令和4年**2月25日（金曜日）**

[補助対象期間]

令和3年7月30日（金曜日）～ 令和4年**2月25日（金曜日）**

[申請時に提出が必要な書類等]

- ① 補助金等交付申請書

- ② 事業実施計画書
- ③ 事業収支予算書

[変更・中止時に提出が必要な書類等]

- ④ 補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書

[事業の完了報告時に提出が必要な書類等]

- ⑤ 補助事業等実績報告書
- ⑥ 事業実施報告書
- ⑦ 事業収支精算書
- ⑧ 補助金等交付請求書

● 書類提出先及び問い合わせ先

ご不明な点については、次の問い合わせ先で対応いたします。

- [相談窓口] 奈良市役所 観光経済部 産業政策課
- [住所] 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- [TEL] 0742-34-4741
- [時間] 8時30分～17時15分（月曜日～金曜日）
- [E-mail] sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

（ 市ホーム
ページ
QRコード ）

